**特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書**

東近江市長　様

令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 特別徴収に係る市民税・県民税の納期の特例の要件を欠くことになったので、地方税法施行令第48条の９の11の規定により届け出ます。 |
| **所在地****（住　所）** |  |
| **フリガナ** |  |
| **名称****（氏　名）** |  |
| **代表者****職氏名** |  | **電話番号** |  |
| **担当者** |  |
| **法人番号** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **特別徴収義務者****指定番号** |  | ※市町村ごとに異なります |
| **理由** | ※該当する番号に〇を付けてください。１　給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため２　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

【注意事項】

１　届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者職氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。

２　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることになります。

※　給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、再度、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。

３　この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

（例）この届出書を提出した日が３月の場合の納期限

①　12～２月分 ⇒ 4月10日まで

②　３月分 ⇒ 4月10日まで

③　４～５月分 ⇒ 翌月10日まで

【提出先】

〒527-8527　滋賀県東近江市八日市緑町10番５号　東近江市役所　市民税課